

随意契約における根拠条文の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公立大学法人大阪府立大学</p>	<p>随意契約締結における決裁文書の付属書類である随意契約理由書において下記の誤りがあった。</p> <p>1 大阪府立大学羽曳野キャンパス外壁改修工事他1件コンストラクション・マネジメント業務委託について、随意契約理由から「契約事務取扱規程第15条第1項第1号」(*1)と記載すべきところ、「契約事務取扱規程第15条第2項」(*2)と誤記していた。</p> <p>(*1) 契約事務取扱規程第15条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。」</p> <p>(*2) 契約事務取扱規程第15条第2項 「前項第4号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。」</p> <p>2 大阪府立大学B13棟E Vかご内電話の取り付け業務委託について、「契約事務取扱規程第16条第2項第1号」(*1)を比較見積書省略理由として記載すべきところを「契約事務取扱規程第17条第2項第1号」(*2)と誤記していた。</p> <p>(*1) 契約事務取扱規程第16条第2項第1号 「特定の者でなければ履行できないもの」</p> <p>(*2) 契約事務取扱規程第17条第2項第1号 「契約書記載事項」</p>	<p>契約事務取扱規程のどの条文に該当するかは随意契約を締結できるかどうかの重要な判断基準であり、根拠条文番号が異なれば、随意契約締結の判断を誤導するおそれもある。また、根拠条文番号に誤りがあるにもかかわらず決裁が行われたことは、理由書の検証手続にも問題がある。</p> <p>今後、随意契約理由書は正確に記載すべきであり、決裁権者は、記載内容を十分確認検討した上で決裁を行うよう適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>定例幹部会等において、契約に係る起案時には、起案者・決裁者双方が「随意契約の理由が契約事務取扱規程に根拠を有するものであり、正しい根拠条文番号に適合するものであるか」を確認する旨を周知徹底した。</p> <p>また、適切に確認できるよう、起案時には根拠条文の写しを添付することとした。</p>

郵券類の使用量に比しての過大な在庫

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公立大学法人大阪府立大学</p>	<p>郵券に関する事務執行は、各学部などの支援室等(教育組織に対し事務サービスを行う組織)毎に行っている。このうち生命環境科学研究科獣医学専攻・生命環境科学部獣医学科((現)生命環境科学域獣医学類)(以下「獣医学類」という。)は、中百舌鳥キャンパスから離れているりんくうキャンパスにあるため、別個管理単位との位置づけとなっている。</p> <p>獣医学類は中百舌鳥キャンパスからりんくうキャンパスに移転した時に、中百舌鳥にある支援室から郵券(250,000円)を移管して使っていた。しかし、特に平成23年度からは後納郵便の取扱いが多くなったために、24年度では5,230円と、使用する郵券が少額にとどまり、現状では、使用量に比して在庫量(平成24年度末時点在庫金額 166,330円)が過大な状態である。</p> <p>一方、中百舌鳥キャンパスの生命環境科学域・生命環境科学部・研究科支援室では、郵券を毎年購入して費消している。</p>	<p>りんくうキャンパス内にて保管している郵券については、在庫リスクを減じる観点からも、より使用量の多く、必要性の高い、他の部署へ移管し、郵券の有効利用を図られたい。</p>	<p>りんくうキャンパス事務所で管理している郵券については、在庫リスクを減じる観点から、平成25年12月24日付けで、生命環境科学域・生命環境科学部・研究科支援室へ140,000円を移管し、是正した。</p> <p><参考> 平成26年3月14日現在のりんくうキャンパス事務所在庫郵券額：19,990円</p>